〇独立行政法人国立科学博物館契約担当役等補助者指定に 関する規程

平成13年4月1日 館 長 決 裁 最 終 改 正

令和7年6月30日 館 長 裁 定

- 第1条 この規程は、独立行政法人国立科学博物館における契約担当役、出納役(以下「契約担当役等」という。)の事務の補助に関する事項を定めることにより、それら事務の処理について、適正かつ効率的な運用及び良好な管理を図ることを目的とする。
- 第2条 契約担当役等の補助者となるべき者の職の指定及び当該補助者に処理させる事務の範囲は任命表(別表第1及び別表第2)による。
- 2 前項の任命表に指定される職が不在の場合、契約担当役等はその他適当と認められる 者を補助者として命じることができる。
- 3 前項の補助者の命免は、命免簿(様式第1又は様式第2)により行う。
- **第3条** 契約担当役等が監督又は検査を行うため、技術上又は特に必要があると認めると きは、臨時に補助員を委嘱することができる。
- 2 前項の臨時補助員の委嘱は、委嘱簿(様式第3又は様式第4)により行う。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月27日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年11月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1 契約担当役補助者任命表

部局	補助者として指定する者		事 務 の 範 囲
経営管理部	総務課	総務課長	・検査及び検査調書の作成に関すること
		各担当専門員又は	・見積書の徴取に関すること
		係長	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
			役務・修理に限る)
	財務課	財務課長	・予定価格調書案(予定価格案の作成)の作成
			に関すること
			・業者の選定に関すること
			・入札の執行に関すること
			・検査及び検査調書の作成に関すること
		財務課副課長	・契約担当役印の保管及び押印に関すること
			・予定価格調書案(予定価格案の作成)の作成
			に関すること(予定価格が 300 万円未満のも
			の)
			・業者の選定に関すること(予定価格が300万円
			未満のもの)
			・入札の執行に関すること
			・検査及び検査調書の作成に関すること
		専門員又は係長	・契約担当役に係る計算書及び報告書の作成に
		(財務企画担当)	関すること
		専門員又は係長	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
		(経理担当)	
		専門員又は係長	· 予定価格調書案(市場価格調査、予定価格算
		(契約担当)	出内訳書の作成)の作成に関すること
			・業者選定案の作成に関すること
			・見積書の徴取に関すること
			・決議書案及び関係書類の作成に関すること
			・発注の連絡に関すること
			・請書の徴取に関すること
			・入札執行の立会に関すること
			・監督に関すること
	研究推進•	研究推進・管理課長	・見積書の徴取に関すること

	管理課		・検査及び検査調書の作成に関すること	
		専門員又は係長	・見積書の徴取に関すること	
		(総務担当)	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること	
			・請書の徴取に関すること	
			・監督に関すること	
	施設整備	施設整備主幹	・予定価格調書案(予定価格案の作成)の作成	
	主幹		に関すること	
			・業者の選定に関すること	
			・入札の執行に関すること	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
		専門員又は係長	・市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成に	
			関すること	
			・業者選定案の作成に関すること	
			・見積書の徴取に関すること	
			・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること	
			・請書の徴取に関すること	
			・監督に関すること	
	情報化推進	情報化推進室長	・検査及び検査調書の作成に関すること	
			・見積書の徴取に関すること	
			・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額:	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満	
			役務・修理に限る)	
展示部	常設展示・	常設展示・巡回展示	・常設展示担当に係る予定価格調書案(予定価	
	巡回展示課	課長	格案の作成)の作成に関すること	
			・常設展示担当に係る業者の選定に関すること	
			・常設展示担当に係る入札の執行に関すること	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
		常設展示・巡回展示	・常設展示担当に係る予定価格調書案(予定価	
		課副課長	格案の作成)の作成に関すること(予定価格	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	が300万円未満のもの)	
			・常設展示担当に係る業者の選定に関すること	
			(予定価格が300万円未満のもの)	
			・常設展示担当に係る入札の執行に関すること	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
		車明昌 フル核 巨		
		専門員又は係長(党乳展デ担米)	・市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成に	
		(常設展示担当)	関すること	
			・業者選定案の作成に関すること	
			・見積書の徴取に関すること	

1		<u> </u>		
			・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること	
			・請書の徴取に関すること	
			・監督に関すること	
		専門員又は係長(常	・見積書の徴取に関すること	
		設展示担当を除く)	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
企画	国展示課	企画展示課長	・検査及び検査調書の作成に関すること	
		各担当専門員又は係	・見積書の徴取に関すること	
		長	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
学習支援部 学習	習課及び	各課長	・検査及び検査調書の作成に関すること	
広報	報・連携	各担当専門員又は係	・見積書の徴取に関すること	
課		長	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
		研究部長、グループ長、	・見積書の徴取に関すること	
1 191 9 E F F		研究主幹及び研究員	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
		19170 EFF X 0 19170 X	・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
筑波実験植物園		園長及び植物園研究	・見積書の徴取に関すること	
		員	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
昭和記念筑波研究資料館		資料館長及び資料館	・見積書の徴取に関すること	
		研究員	・決議書案及び関係書類の作成に関すること	
			・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250	
			万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の	
			役務・修理に限る)	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	
附属自然教育園事務長		事務長	・見積書の徴取に関すること	
			・検査及び検査調書の作成に関すること	

	専門員又は係長	・見積書の徴取に関すること
	(総務担当)	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
		・発注の連絡に関すること
		・請書の徴取に関すること
		・監督に関すること
	研究主幹及び研究員	・見積書の徴取に関すること
		・決議書案及び関係書類の作成に関すること
		・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
		万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
		役務・修理に限る)
		・検査及び検査調書の作成に関すること
産業技術史資料情報セン	センター長、副セン	・見積書の徴取に関すること
ター	ター長、参事、グル	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
	ープ長、専門員、研	・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
	究主幹及び研究員	万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
		役務・修理に限る)
		・検査及び検査調書の作成に関すること
標本資料センター	コレクションディレクター、 副コ	・見積書の徴取に関すること
	レクションディレクター及び	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
	コレクションマネーシ゛ャー	・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
		万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
		役務・修理に限る)
		・検査及び検査調書の作成に関すること
分子生物多様性研究資料	センター長、副セン	・見積書の徴取に関すること
センター	ター長及びセンター	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
	研究員	・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
		万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
		役務・修理に限る)
		・検査及び検査調書の作成に関すること
科学系博物館イノベー	グループ長	・検査及び検査調書の作成に関すること
ションセンター	各担当専門員又は	・見積書の徴取に関すること
	係長	・決議書案及び関係書類の作成に関すること
		・発注の連絡に関すること(予定価格が総額 250
		万円未満の物品の購入及び1式200万円未満の
		役務・修理に限る)

※補助者として指定する各係長については、各課において各係長の職務を分担する専門職員を含むものとする。

別表第2 出納役補助者任命表

部局	補助者と	して指定する者	事 務 の 範 囲
経営管理部	財務課	財務課副課長	・出納役印の保管及び押印に関すること
		専門員又は係長	・予算差引簿の登記に関すること
		(財務企画担当)	
		専門員又は係長	・元帳及び補助簿の登記に関すること
		(経理担当)	・出納役に係る計算書及び報告書の作成に関
			すること
			・決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
			作成に関すること
		専門員又は係長	・決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
		(契約担当)	作成に関すること
	研究推進•	専門員又は係長	・決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
	管理課	(総務担当)	作成に関すること
	施設整備主幹	専門員又は係長	・決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
			作成に関すること
展示部	常設展示・巡	専門員又は係長	決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
	回展示課	(常設展示担当)	作成に関すること
附属自然教育園		専門員又は係長	・決議書案の作成並びに関係書類の収集及び
		(総務担当)	作成に関すること

※補助者として指定する各係長については、各課において各係長の職務を分担する専門職員を含むものとする。

様式第1

国立科学博物館契約担当役補助者命免簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり(異動にともなって)、国立科学博物館契約担当役(経営管理部長)補助者任命表の「事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。 (補助者を免じます。)

契約担当役確認	異動年月日	新補助者とする	旧補助者の職、
		職、氏名	氏名

様式第2

国立科学博物館出納役補助者命免簿

出納役 国立科学博物館財務課長

あなたに、次のとおり(異動にともなって)、国立科学博物館出納役(財務課長)補助 者任命表の「事務の範囲」欄にかかげる事務を処理することを命じます。(補助者を命 じます。)

出納役確認	異動年月日	新補助者とする	旧補助者の職、
		職、氏名	氏名

様式第3

国立科学博物館臨時監督員委嘱簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり(異動にともなって)、臨時監督員として処理する事務の範囲欄 にかかげる事務を処理することを委嘱します。(臨時監督員を免じます。)

	臨時監督員を	臨時監督員として	臨時監督員とする
契約担当役確認	委嘱する期間	処理する事務の	者の職、氏名
		範 囲	

様式第4

国立科学博物館臨時検査員委嘱簿

契約担当役 国立科学博物館経営管理部長

あなたに、次のとおり(異動にともなって)、臨時検査員として処理する事務の範囲欄にかかげる事務を処理することを委嘱します。(臨時検査員を免じます。)

	臨時検査員を	臨時検査員として	臨時検査員とする
契約担当役確認	委嘱する期間	処理する事務の	者の職、氏名
		範 囲	